

入 札 説 明 書

寿第二水源地施設更新工事（機械設備・電気計装）（以下「本工事」という。）に係る令和8年防府市上下水道局告示第12号（以下「告示」という。）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告 示 日 令和8年10月20日
2 発 注 者 防府市上下水道事業管理者 白 井 智 浩
3 担 当 課 〒747-0841 山口県防府市仁井令町13番1号
防府市上下水道局財務課入札検査室
電話 0835-23-2628
ファックス 0835-25-2269

4 工事内容等

- (1) 工事番号 改良第3号
(2) 工 事 名 寿第二水源地施設更新工事（機械設備・電気計装）
(3) 工事場所 防府市寿町2-13
(4) 工事内容

工 事 内 容
寿第二水源地施設更新工事（機械設備・電気計装）一式

- (5) 工 期 本契約成立の日の翌営業日から令和10年3月15日まで

5 入札参加資格

告示の二に規定する入札参加資格の要件（概要は下記のとおり）をすべて満たしているものであること。

【入札参加資格の概要】

入 札 参 加 者 の 要 件		要件の確認に要する書類
(1) 共同企業体の要件	① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。	
	② 電気工事業で令和7・8年度の防府市建設工事等入札参加資格を有する建設業者であること。	
	③ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、防府市上下水道局発注工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。	

(2) 構成員の共通要件	④ 電気工事業の許可を有しての営業年数が5年以上であること。	
	⑤ 2社による共同企業体で最低出資比率が30%以上であること。	共同企業体協定書の写し
	⑥ 本工事における他の共同企業体の構成員でないこと。	
	⑦ 入札に参加しようとする者の間（本工事における他の共同企業体の構成員との間）に資本関係及び人的関係がないこと。	
	⑧ 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（受注者：㈱異設計コンサルタント）	
	⑨ 直近の経営事項審査の電気工事の年間平均完成工事高が、2,000万円以上であること。	
	⑩ 過去10年間（平成28年4月1日以降）に、元請負人（共同企業体の場合は出資比率が20%以上のものに限る。）として国、地方公共団体等が発注した電気工事を施工した実績を有していること。	施工実績調書
(3) 代表者の要件	① 特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。	特定建設業許可通知書の写し
	② 直近の経営事項審査の電気工事の総合評定値が、1,100以上であること。	総合評定値通知書の写し
	③ 入札参加希望者と直接かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があり、電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受講した監理技術者を本工事の工事現場に専任で配置できること。 なお、申請書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、本工事の契約日までに確定することを条件として、複数（3人を限度）の技術者を記載することを認める。	主任技術者（監理技術者）の資格・工事経験調書 ※監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
(4) 代表者以外の者の要件	① 直近の経営事項審査の電気工事の総合評定値が、市内建設業者（市内に主たる営業所を有する建設業者）にあつては、700以上、準市内建設業者（市内に営業所等を有し、かつ、法人市民税が課税されている建設業者）及び市外建設業者にあつては、1,000以上であること。	総合評定値通知書の写し
	② 入札参加希望者と直接かつ恒常的な3か月以上の雇用関係があり、電気工事業に係る主任技術者を本工事の工事現場に専任で配置できること。 なお、申請書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、本工事の契約日までに確定することを条件として、複数（3人を限度）の技術者を記載することを認める。	主任技術者（監理技術者）の資格・工事経験調書

6 入札参加資格の審査等

- (1) 本工事の入札に参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格を有しないと認めた者は本工事の入札に参加することができない。

- ① 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 共同企業体協定書の写し（第2号様式）
- ③ 委任状（第3号様式）
- ④ 使用印鑑届（第4号様式）
- ⑤ 特定建設業の許可通知書の写し（代表者のみ）
- ⑥ 総合評定値通知書の写し（令和8年10月19日までに通知を受けたもののうち直近のもの）
- ⑦ 施工実績調書（第5号様式）
- ⑧ 主任技術者（監理技術者）の資格・工事経験調書（第6号様式）
- ⑨ 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面
- ⑩ 電気工事業の許可を有しての営業年数が5年以上あることが確認できる書類（更新前の建設業許可証明書の写し等）

(2) 提出方法

- ① 提出期限 令和8年11月2日 午後5時
- ② 提出場所 3に同じ
- ③ 申請書等の提出は、防府市電子入札システムを使用して提出する。

- (3) 入札参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、防府市電子入札システムにより、競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

(4) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 防府市上下水道事業管理者は、提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された書類は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は、認めない。

7 入札参加資格を有しない者と認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を有しない者と認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限 令和8年11月10日 午後5時
- ② 提出場所 3に同じ
- ③ 土曜日、日曜日及び祝日を除く日にFAX送信又は持参により提出すること。

- (2) 説明を求められた場合には、令和8年11月12日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 設計図書の縦覧

- (1) 閲覧期間 令和8年10月20日から同年11月18日まで
- (2) 閲覧場所 3に同じ

9 設計図書の頒布

- (1) 頒布方法 防府市入札情報公開システムからダウンロード
- (2) 頒布期間 令和8年10月20日から同年11月18日まで
- (3) その他 設計図書の頒布は入札参加希望者に限る。入札参加希望者は次に従い、事前に設計図書パスワードの照会を行い、パスワードを取得すること。不明な点

等がある場合は、防府市上下水道局入札検査室まで問い合わせること。

- ① パスワード照会期間 令和8年10月20日から同年11月2日午後5時まで
- ② 提出場所 3に同じ
- ③ 提出方法 土曜日、日曜日及び祝日を除く日にFAX送信又は持参により提出すること。
- ④ 留意事項 パスワードの回答は入札検査室が適正なパスワード照会書を受理した翌開庁日に回答する。
入札参加申請書等の提出期限等を考慮の上、パスワードの照会を行うこと。
設計図書は公開期間後はダウンロードが出来ないため、公開期間中にダウンロードした設計図書は各自で保管すること。

10 設計図書に対する質問

- (1) 設計図書に対する質問がある場合においては、次に従い書面により提出（FAX可）すること。
 - ① 期 間 令和8年10月21日から同年11月2日午後5時まで
 - ② 提出場所 3に同じ
 - ③ 提出書類 入札検査室に備え付けの工事内容質問書または防府市上下水道局ホームページ（<http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/site/jougesui/>）からダウンロードした工事内容質問書によること。
- (2) 質問に対する回答表は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期 間 令和8年11月5日から同月17日まで
 - ② 閲覧場所 3に同じ（防府市入札情報公開システムにも掲載）

11 入札方法等

- (1) 入札方法 電子入札
- (2) 提出期限 令和8年11月16日午前8時30分から同月17日午後5時まで
- (3) 開札日時 令和8年11月18日午前10時
- (4) 開札場所 防府市上下水道局入札検査室
- (5) 落札者の決定方法

防府市上下水道局会計規程第113条第1項及び第2項の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

12 工事費内訳書の提出

入札書を提出する際に、工事費内訳書についても提出すること。

13 入札保証金 免除する。

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生じる損失をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

15 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 紙入札で参加した場合で、入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- (3) 紙入札で参加した場合で、入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
- (4) 同一の入札者が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (5) 紙入札参加承認を得ていない者が行った紙入札又は「電子入札における紙入札手順」に定める手順に違反した紙入札
- (6) ICカードの不正使用等をした者が行った入札
- (7) 代表者等が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者等のICカードを使用した入札
- (8) 不正の目的をもってICカードを使用した入札
- (9) 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

16 その他入札に関する事項

- (1) 入札書を提出後は、引き換え又は撤回することができない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (4) 入札に際し、入札書記載金額に対応した工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書が添付されていない入札は無効とする。
- (5) 本入札は積算疑義申立て手続きの対象とする。積算疑義申立て手続きの結果、積算内容に誤りがあり適切な契約とならない場合は入札を中止することがある。
- (6) 本入札は低入札価格調査制度を適用する。詳細は、設計図書の低入札調査制度に関する留意事項を参照すること。

17 契約書作成の要否等

- (1) 防府市工事請負契約標準第1号様式により契約書を作成するものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限、指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

18 支払条件

- (1) 前払金
請負金額に4割を乗じた額以内（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (2) 中間前払金
請負金額に2割を乗じた額以内（10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (3) 部分払
無

19 火災保険等付保の要否 要

20 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、防府市上下水道局発注工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 落札者は、入札参加資格の確認書類として提出した配置予定の技術者を本工事の現場に

配置すること。

- (3) 下請負業者（再下請負以降の下請負を含む。）には、本工事の入札参加業者（入札を辞退した者を含む。）を使用することができないものとする。ただし、下請負代金の額（複数の同一入札参加業者へ下請を発注する場合は、当該下請負代金の合計。）が請負代金の額の3割を超えない場合は、この限りではない。